主 文

原判決を取消す。 被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

事 実

控訴人は主文同旨の判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、控訴人において、仮に被控訴人主張のように消費貸借が成立し丸としても被控訴人は、控訴人が韓国に苛性曹達を密輸出する資金として本件金員を控訴人に貸し渡しえものでめるから、不法原因のための給付であつて、被控訴人はこれが返還を求めることはできないと述べ、被控訴人において、不法原因は控訴人にのみ存し、被控訴人はこれが返還を求め得ると述べた外、原判決事実摘示の記載と同一であるから、ここにこれを引用する。

事実摘示の記載と同一であるから、ここにこれを引用する。
証拠として、被控訴人は、甲第一号証、第二号証の一、二を提出し、甲第一号証は、控訴人の印影の外は、被控訴人が作成したものであると述べ、原審における証人A、B、Cの各証言及び被控訴人(原告)本人尋問の結果を援用し、控訴人は、原審における証人D、E、Fの各証言、証人Aの証言の一部、控訴人(被告)本人尋問の結果、当審における証人Gの証言を援用し、甲第一号証中控訴人の印影の成立及びその余の部分を被控訴人が作成したこと、甲第二号証の一、二の成立を認めた。

理由

控訴人の印影の成立、その他の部分を被控訴人が作成したことが当事者間に争のない甲第一号証原審における証人A、B、C、Eの各証言、被控訴人(原告)本人尋問の結果を綜合すれば、控訴人は昭和二十五年五月中旬頃よびで表して大きな日本のにませずできることを説き、遂に被控訴人を説得して、被控訴人及び上れるいる。とを説き、遂に被控訴人が、被控訴人及び九日の出資を得控訴人は船を提供し利益は控訴人が、次次に反対されたでの割合で分配することを控訴人に申し出でたとして、被控訴人は後期にでから、対されたでの割合で分配することを控訴人に申し出がたとしたが、として、対し金十五万円を貸したたとの文字を記載といるにとがの本の準備を進めたことを控訴したたの文字を記載とし、控訴人に日本人は日本の本にといるにとができる。右認定に反するにおける持定を行せしめたことを認めることができる。右認定に反するによいても右認定に反するによりない。

よつて進んで被控訴人の控訴人に対する右金員の貸渡が不法の原因にもとずくものであるか否かを考えるに、右認定事実によれば、右金員の貸渡にあたつて控訴が密輸出資金にあてられることについて明示の合意があったとが明らかである。このように給付行為自体が不法ののののとくを言うするときは、不法原因のための給付とい真におればならぬ。もつとく要旨〉も原審における証人への証言によれば、控訴人が真に密輸出の準備をしたのではなく、被控訴人から金〈/要旨〉員を借り受けるために偽の事実を申し向けたことが窺われるのであるが不法の原因のために給付したもの事実を申し向けたことが窺われるのであるが不法の原因のために給付したもの事実を申し向けたことが窺われる場合でも、これが返還を請求しるととを認識して金員を貸し付けた以上不法の原因が受益者であるとないものということができないこともまた明らかである。それ故被控訴人はならは負し付けた右金十五万円の返還を請求し得ないものといわなければならぬ。

よって被控訴人の本訴請求はその余の点を審按するまでもなく失当として排斥を免れないものというべく被控訴人の請求を認容した原審判決はこれを取消し被控訴人の本訴請求を棄却し訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九十六条第八十九条を適用し主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斎藤直一 判事 山口嘉夫 判事 猪俣幸一)